

交通事故の損害賠償(治療費編)(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、交通事故の被害に遭ってしまった場合の損害賠償のうち、治療費についてお話を致します。

治療費といえば、病院での入院や通院の際の治療費があります。

多くの場合、これは加害者が加入している保険会社が、直接病院に支払います。

もっとも、被害者の方がご自分で治療費を手出しをされた場合には、その分を後で請求することになりますので、領収書をとっておいた方がよいと思います。

診断書をとった領収書も同じようにとっておいた方がよいと思います。

治療費に関して問題になることの1つとして、いつまでの治療費を請求できるのか、という問題があります。

これは、原則として「症状固定まで」の治療費を全額請求できることになります。

では、症状固定とは何でしょうか？

症状固定というのは、簡単にいいますと、それ以上は治療をしても、あまり良くはならない、という状態を言います。

その症状固定の時点でも痛み等の症状がありましたら、それは後遺障害すなわち後遺症となります。

症状固定というのは、基本的には、治療を担当していたお医者さんが判断しますが、通常、事故から6ヵ月後程度のことが多いと思います。もちろん、3ヵ月のこともありますし、治療が長引いて1年を超えることもあります。

例えば、ずっと治療を受けていただいて、6ヵ月ほど経ちましたら、お医者さんの方から、そろそろ症状固定ですね、と言われることもありますし、患者さんの側から、そろそろ症状固定でしょうか、とお医者さんに聞いてもらうということになります。

そして、症状固定となりましたら、お医者さんに、後遺障害診断書、というのを書いてもらうことになります。

そして、治療費というのは、原則として、後遺障害診断書を書いてもらった時まで請求できることになります。

さらに、治療費でとくに気をつけないといけない点としては、まず、整骨院、接骨院、針、マッサージといった、いわゆる西洋医学の病院ではない治療費を請求できるか、という問題です。

実際にこういう東洋医学の効果がある方はもちろんいらっしゃると思うんですけども、裁判所は西洋医学を重視してしまっていて、こういう整骨院などの施術費というのは、裁判になった場合には、原則として、効果が証明できた場合とか、医師の指示がある場合に認められるという傾向にあるんです。もっとも、最近は、保険会社の方が、こうした東洋医学の効果を認めて、その施術費を支払ってくれることもよくあります。

ただ、保険会社に事前に確認せずに、東洋医学の施術を受けて、後でその分の施術費を請求できると思っていたら、保険会社から支払を断られて、裁判所でも認められないということがありえます。ですので、東洋医学の施術を受けたいという場合は、保険会社に事前に払ってもらえるかどうかを聞いておいた方がよいと思います。

あとは入院のときの個室とか特別室の費用ですね。これも医師の指示とか、その他特別の事情がないと認められないので、注意が必要です。保険会社が払ってくれると思って個室にしてしまうと、後で差額を自分が負担しないといけないということがありえます。

次に、治療において、健康保険を使うかどうかという問題もあります。

相手方が任意保険に入っていればいいのですが、自賠責保険(強制保険)にしか入っていなかった場合があります。そうすると治療費として支払われる金額に上限があります。ですので、そういうこともありますので、差し支えなければ、健康保険を使っていた方が無難です。

他にもいろいろ論点はあるのですが、今回は主な注意点をお伝えしました。